

寄附の申込方法

①寄附申込書による寄附

寄附申込書（このパンフレットに備え付けられているもの、またはダウンロードできるものなど）により必要事項をご記入のうえ、下記の連絡先までご提出ください。

②『ふるさとチョイス』『楽天市場』『さとふる』からの寄附

インターネットサイト『ふるさとチョイス（<https://www.furusato-tax.jp/city/product/35343>）』や『楽天市場（<https://www.rakuten.co.jp/f353434-tabuse/>）』、『さとふる（<https://www.satofull.jp/town-tabuse-yamaguchi/>）』からも寄附のお申し込みをいただけます。必要事項を入力のうえ、送信ください。

お支払いの方法

①郵便振替

後日、ゆうちょ銀行（郵便局）の振替用紙を郵送しますので、ご利用ください。

②口座振込

後日、当町指定の口座番号などを、郵送またはメールにてお知らせします。そちらへお振り込みをお願いします。 ※別途振込手数料がかかります。

③窓口払い

寄附金申込書と寄附金をご持参のうえ、町役場企画財政課までお越しください。

※『ふるさとチョイス』『楽天市場』『さとふる』からご寄附いただく場合は、それぞれのサイトが用意するお支払方法をご利用ください。（クレジットカード、コンビニ払 等）

お問い合わせ

〒742-1592

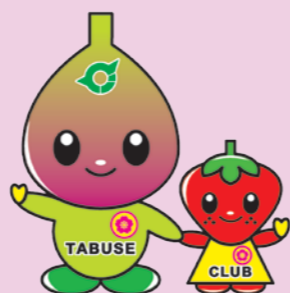
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

田布施町役場 企画財政課 企画係

☎：0820-52-5803 FAX：0820-53-0140

E-mail：kikaku@town.tabuse.yamaguchi.jp

みんなの寄附
まっちょるよ～
田布施だもの。



たぶせPRキャラクター
たぶちゃん（左）・らぶちゃん（右）



田布施町

ふるさと寄附金

たぶせPRキャラクター
「たぶちゃん」



ふるさと寄附金は、田布施町出身の人や田布施町に親しみを持っておられる人、応援してくださる人から、「がんばれ田布施」という想いを寄附金という形で寄せいただくものです。

みなさまからお寄せいただいた寄附金は、田布施町をより「住みたくなる」「訪れたいくなる」素晴らしいまちにしていけるため、さまざまな事業で活用されます。

笑顔と元気あふれる住みよいまちづくりに励む田布施町の応援を、よろしくお願いいたします。

みなさまからお寄せいただいた寄附金は、以下のような事業に活用させていただきます。

- 1 子育て支援 (みんなで子育てを支えるために)**
 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進し、社会全体で子育て家庭を支えるため、保育サービスの充実、子育て支援事業などの拡充に活かします。
- 2 福祉・保健 (誰もが安心して暮らせるために)**
 高齢者や障がい者をはじめ、町民の誰もが健康な生活を送ることができるような社会の実現を目指し、健康づくり、保健対策の推進など、町民の福祉・保健の充実に活かします。
- 3 教育 (夢に向かってチャレンジする人づくり)**
 子どもたちが安心して教育を受けられる施設整備や教育機材の購入、図書の実、郷土の自然や歴史・文化に親しむふるさと教育などに活かします。
- 4 環境 (美しいまちづくりの推進)**
 町では、「美しいまちづくり推進条例」を制定し、地域住民、企業などと連携し、花づくりや公園等の環境美化作業に取り組んでいます。ふるさとの自然や景観を守る活動などに活かします。

寄附金の使途を町長に一任していただくことも可能です。

寄附をお寄せいただいた人へは、下記のようなお礼品を送付させていただきます。
お礼品詳細については、インターネットサイト(ふるさとチョイス・楽天市場・さとふる)をご覧ください。

◇記念品出品業者

- ・Yamaguchi
- ・(有)池本
- ・協同組合
田布施地域交流館
- ・(有)辻梅香園
- ・山口県漁業協同組合
田布施支店
- ・ペーカリーショップ
レ・ザンジュ
- ・GRACE NATURE
- ・新鮮田布施
- ・(有)寿司満
- ・(株)農多
- ・田布施町観光協会
- ・(株)たけした
- ・日本郵便(株)
- ・(株)ネティエノ
- ・(有)ケンチク
- ・かんべ本店
- ・(株)サンピット

田布施町にお住まいの方への返礼品送付は行っておりません。ご注意ください。

Point **税金の控除(確定申告)について**

ふるさと納税で寄附を行うと、寄附金のうち最大2,000円(※)を超える部分が、納めた税金から控除されます。よく誤解されるのですが、自己負担金額をのぞいた全額が還付金として振り込まれるわけではありません。以下のように、住民税と所得税に分かれて控除されます。

(例) 3万円のふるさと寄附金を寄附した場合



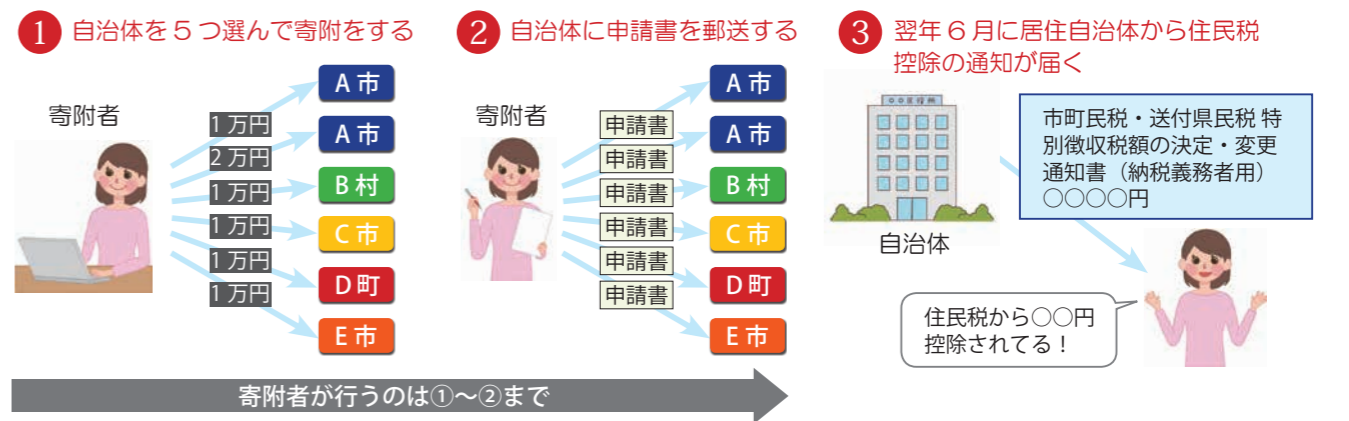
所得税は、(30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円が還付金として振り込まれます。
 住民税は、(30,000円 - 2,000円) × 90% = 25,200円が翌年の住民税から減額されます。
 ※住民税は減額という形で控除されることにご注意ください。
 ※年収、寄附金額、家族構成、その他控除額などによって、自己負担額や税の軽減額は変動します。

Point **寄附金税額控除による特例(ワンストップ特例)について**

所定の条件を満たすと、確定申告なしで寄附金控除申請を行えるようになりました(ワンストップ特例)。この制度を利用すると、控除される税金が、今までは【所得税からの還付、住民税からの控除】だったのが、すべて【住民税からの控除】となり、翌年度に住民税から控除されます。

ただし、「ワンストップ特例制度」を適用できるのは、以下の条件を満たされる方に限ります。

- もともと確定申告をする必要のない給与所得者などであること
 ※年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。
- 1年間の寄附先が5自治体以下であること
 ※1つの自治体に複数寄附をしても1カウントとなります。



ワンストップ特例をご希望される方は、別途特例申請書を寄附先自治体へご提出いただく必要があります。(寄附先に申し込みをただけでは特例は受けられません。)

マイナンバーの記載が必要となります。詳細は、各市町の担当者までお問い合わせください。